

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。(令和4年6月2日)

### 特記事項

児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

北海道千歳市長

## 公表日

令和4年7月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務の概要 児童手当法の規定に基づき、児童を養育する者に対して、児童手当又は特例給付の支給を行っている。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①受給資格者の管理 ②認定請求書、額改定請求書(額改定届)の審査、通知書の作成 ③受給事由消滅届の審査、通知書の作成 ④未支払請求書の審査、通知書の作成 ⑤現況届の審査、通知書の作成 ⑥児童手当又は特例給付の決定及び支払 ⑦氏名・住所・支払金融機関変更届の処理</p>
③システムの名称	児童手当システム、共通宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定個人情報(児童手当)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第9条第1項</li> <li>・ 別表第一の56項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第44条の各号</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条第8号</li> <li>・ 別表第二の26項、30項、87項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条第1項タ、同条第2号から第6号、第44条第1項タ及び第2項から第6号</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条第8号</li> <li>・ 別表第二の74項、75項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第40条、第40の2</li> </ul>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども福祉部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報公開係 千歳市東雲町2丁目34番地 (電話)0123-24-3131(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども福祉部こども家庭課こども家庭係 千歳市東雲町2丁目34番地 (電話)0123-24-3131(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月10日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>4. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）</p> <p>・第40条</p>	<p>【情報照会】</p> <p>4. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）</p> <p>・第40、40-2条</p>	事後	
平成30年7月10日	I-5 ②所属長の役職名	こども家庭課長 磯部 由起子	こども家庭課長	事後	
平成30年7月10日	II-1 しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月10日	II-2 しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号</li> <li>・別表第二の26、30、87の項</li> </ul> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条、第44条</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <p>3. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号</li> <li>・別表第二の74、75の項</li> </ul> <p>4. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第40、40-2条</li> </ul>	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号</li> <li>・別表第二の26項、30項、87項</li> </ul> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第1項タ、同条第2号から第6号、第44条第1項タ及び第2項から第6号</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第19条第7号</li> <li>・別表第二の74項、75項</li> </ul> <p>2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第40条、第40条の2</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	II-1 しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	
令和2年5月18日	II-1 しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	II-2 しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条第7号</li> <li>・ 別表第二の26項、30項、87項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条第1項タ、同条第2号から第6号、第44条第1項タ及び第2項から第6号</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条第7号</li> <li>・ 別表第二の74項、75項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第40条、第40条の2</li> </ul>	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条第8号</li> <li>・ 別表第二の26項、30項、87項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条第1項タ、同条第2号から第6号、第44条第1項タ及び第2項から第6号</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第19条第8号</li> <li>・ 別表第二の74項、75項</li> </ul> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第40条、第40条の2</li> </ul>	事前	番号法第19条8号の変更に ついては、令和3年9月1日施行の法改正による。
令和3年7月27日	II-1 しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	II-2 しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年7月27日	IV リスク対策	自己点検、内部監査	自己点検	事後	
令和4年7月5日	II-1 しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月5日	Ⅱ-2 しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	